

経営事項審査申請等の手引

【愛知県知事許可業者用】

令和7年4月

愛知県都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

提出先、問い合わせ先は、70ページをご覧ください。

この手引きは、愛知県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きを説明したものです。

申請書の作成にあたっては、本書をよく読んでいただき、不備等がないようにお願いします。

- ・他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、それぞれの都道府県庁又は国土交通省地方整備局へ
- ・経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へ
- ・建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）の操作に関する事項はヘルプデスクへ

それぞれお問い合わせください。

今後、提出・提示書類の変更、追加などの申請に係る取扱いや、制度の変更があった場合は、都市総務課建設業・不動産業室のホームページ等で逐次お知らせしますのでご注意下さい。

愛知県建設業講習会の資料動画を
YouTube チャンネルに掲載しております。

ぜひご覧ください。

「経営事項審査について」

経審の注意事項・改正点など（約 18 分）

<https://youtu.be/52TeV0Xk31M>

経審以外の動画も掲載しています。



目 次

(ページ)

令和7年4月版「経営事項審査申請等の手引」の主な変更点・・・・・・・・・・①

I. 経営事項審査制度について

- (1) 経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 経営事項審査制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 経営事項審査受付について

- (1) 経営事項審査の手続について(愛知県知事許可業者の場合)・・・・・・・・ 5
- (2) 経営状況分析の申請手続について・・・・・・・・ 7
- (3) 経営規模等評価申請等の手続について・・・・・・・・ 8
- (4) 再審査の申立について・・・・・・・・ 12
- (5) 結果等通知書について・・・・・・・・ 12
- (6) 審査結果の公表について・・・・・・・・ 12
- (7) 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分・・・・・・・・ 13
- (8) 申請書類及び持参書類・・・・・・・・ 14
- (9) 電子申請について・・・・・・・・ 15

III. 経営規模等評価申請書等作成について・・・・・・・・ 19

IV. 別表・・・・・・・・ 60

V. その他

- 建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先・・・・・・・・ 70
- 審査等手数料証紙貼付書・・・・・・・・ 71
- 法定外労働災害補償制度加入証明書について・・・・・・・・(様式1・様式2) 72
- 社団法人等の団体が防災協定を締結している場合の証明書について・・(様式3) 78
- 経理処理の適正を確認した旨の書類・・・・・・・・(様式4) 80
- 工事確認証明書・・・・・・・・(様式5) 85
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の原本証明願・・・・・・・・(様式6) 86
- 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿・・・・・・・・(様式7) 87
- 建設機械を所有しているが売買契約書がない場合の証明書について・・(様式8) 88
- 建設機械の保有状況一覧表・・・・・・・・(様式9) 90
- CPD単位を取得した技術者名簿・・・・・・・・(様式10) 92
- 技能者名簿・・・・・・・・(様式11) 94
- 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書・・・・・・・・(様式12) 96
- 経営状況分析結果通知書の見本・・・・・・・・ 97
- 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の見本・・・・・・・・ 98
- 行政書士による代理申請について・・・・・・・・ 99
- 経営事項審査評点算出表・・・・・・・・ 101

令和7年4月版「経営事項審査申請等の手引」の主な変更点

5、6、71ページ

- 手数料の納付方法に関し、窓口キャッシュレス決済について追記しました。

16-3、47-1ページ

- 健康保険証廃止に伴い、技術職員名簿等の添付書類に変更を加えました。

16、17ページ

- 県へ提出する証明書等について、すべて写しで可としました。

18-2、40-1、45ページ

- 建設機械の保有状況について、自ら所有している場合は、前回経審受審時に記載がある機械については、保有状況を確認できる資料は不要としました。

20ページ

- 項番16経営規模等評価等対象建設業の右の空いているスペースに、選択した業種数を記載してください。

68-2ページ

- 登録基幹技能者について、変更を加えました。

その他共通

- 記載例等について時点修正を行いました。
- 見やすいよう、レイアウトの調整を行いました。
- その他、軽微な文言修正をしました。

I. 経営事項審査制度について

(1) 経営事項審査とは

経営事項審査とは、県等が発注する建設工事（建設業法第 27 条の 23 の規定に基づき、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるもの。*1 以下、「公共工事」という。）を、入札に参加し、発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない客観的事項*2（経営規模や経営状況など）の審査です。公共工事であっても、下請として受注する場合は経営事項審査を受ける必要はありません。

審査基準は、建設業法、同施行令、同施行規則及び告示、通達に定められています。

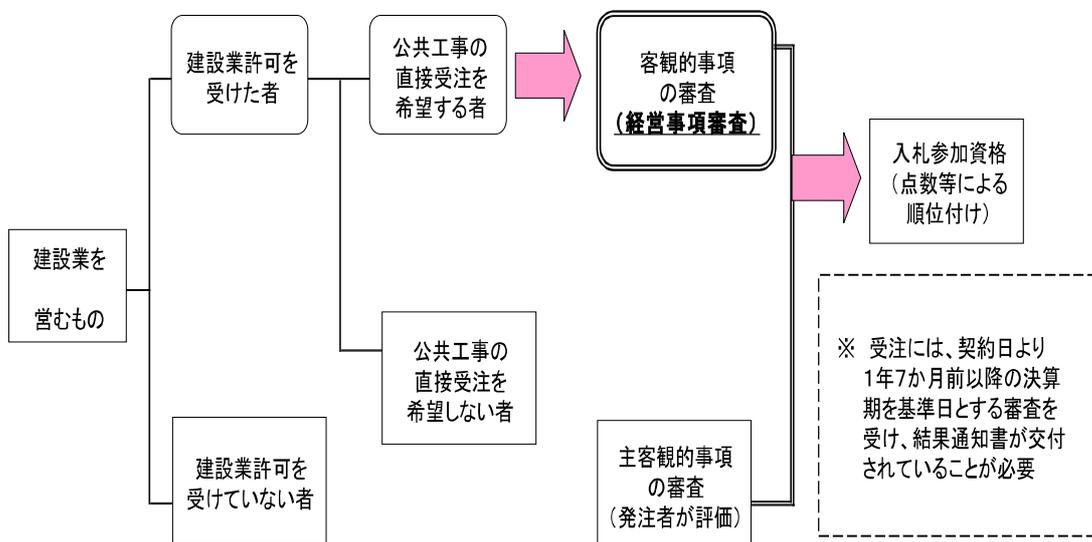
※1 国、地方公共団体、法人税法別表第一に規定する公共法人（愛知県住宅供給公社、愛知県道路公社など）又は特別の法律により設立された法人等で建設業法施行規則で定められた者（中日本高速道路株式会社など）が発注する工事です。ただし、次のものを除きます。

1. 工事一件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては 1,500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満、その他の工事にあつては 500 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満の工事
2. 緊急性が重視される災害関係の応急工事

（通常の災害復旧工事については、経営事項審査を受ける必要があります。）

※2 発注者と請負契約を締結する際に、その日より1年7か月前以降の決算日を基準とする審査基準日の経営事項審査を受け、その結果通知書が交付されていないければなりません。

・建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。



※入札参加資格者申請に必要な書類などについては、各入札参加資格者の申請先となる国、地方公共団体等にご確認ください。

(2) 経営事項審査制度

経営事項審査は、昭和25年の創設以来、建設業者の信用、技術、施工能力等を総合的に評価する制度として定着していますが、技術と経営に優れた企業を育成するという観点から、企業力を的確に評価するために審査体制の充実が図られています。

◎経営事項審査制度の要旨

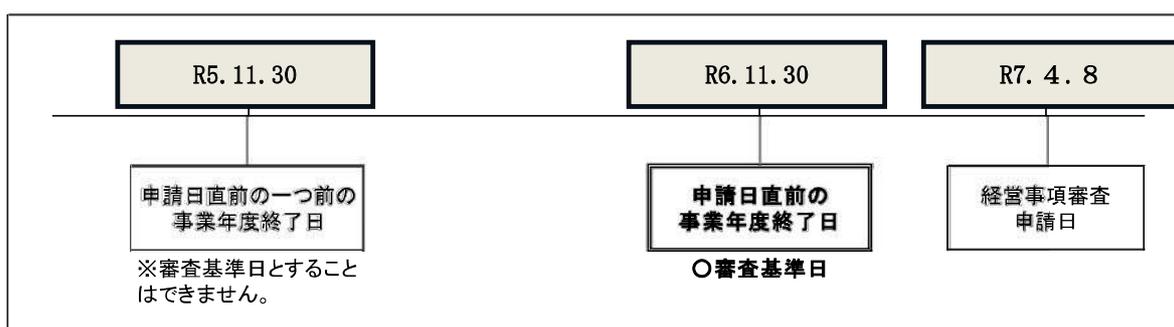
- ア 経営事項審査は次の事項について、数値による評価を行います。
 - ① 経営状況（経営状況分析）
 - ② 経営規模、技術的能力その他の①以外の客観的事項（経営規模等評価）
- イ 「経営状況分析」については国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が、「経営規模等評価」については各許可行政庁が審査を行います。
- ウ 厳正な審査を行うため、書面又は電子による申請及び必要な書類の添付が法律で義務づけられています。
- エ 「経営状況分析」「経営規模等評価」の結果に係る数値を用いて算出された「総合評定値」を経営規模等評価の申請先の各許可行政庁に請求することができます。
- オ 「経営状況分析」「経営規模等評価」の申請及び「総合評定値」の請求には手数料が必要となります。

◎審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が経営事項審査における審査基準日となります。（新設法人の場合は法人設立日、新規に事業開始をした個人事業主の場合は創業の日が審査基準日となります。また、合併又は営業権譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合がありますので、事前にご相談ください。）

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、**経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。**

例) 申請日が令和7年4月8日で、決算日が11月30日の場合



◎審査項目

経営事項審査の審査項目は、次表のとおりです。

区分		審査項目	ウェイト	審査機関		
総合 評定 値 (P)	経営規模等 評価	経営状況分析 (Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュ・フロー (絶対額) ⑧ 利益剰余金 (絶対額)	0.20	登録経営状況 分析機関 (P 7 参照)	
		経営規模	(X ₁)	① 工事種類別年間平均完成工事高	0.25	愛知県
			(X ₂)	① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	0.15	
		技術力 (Z)	① 工事種類別技術職員数 ② 工事種類別元請完成工事高	0.25		
その他の 審査項目 (W)	① 建設工事の担い手の育成及び確保に 関する取組の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国又は国際標準化機構が定めた規格 による認証又は登録の状況	0.15				

◎評価式

一定の基準により、審査項目それぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します。(詳しくはP 102～P 116の経営事項審査評点算出表をご覧ください。)

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

P = 総合評定値

X₁ = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、完成工事に係るもの

X₂ = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、自己資本額及び利益額に係るもの

Y = 経営状況分析の結果に係る数値

Z = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、技術職員数及び元請完成工事高に係るもの

W = 経営規模等評価の結果に係る数値のうち、X₁、X₂及びZ以外に係るもの

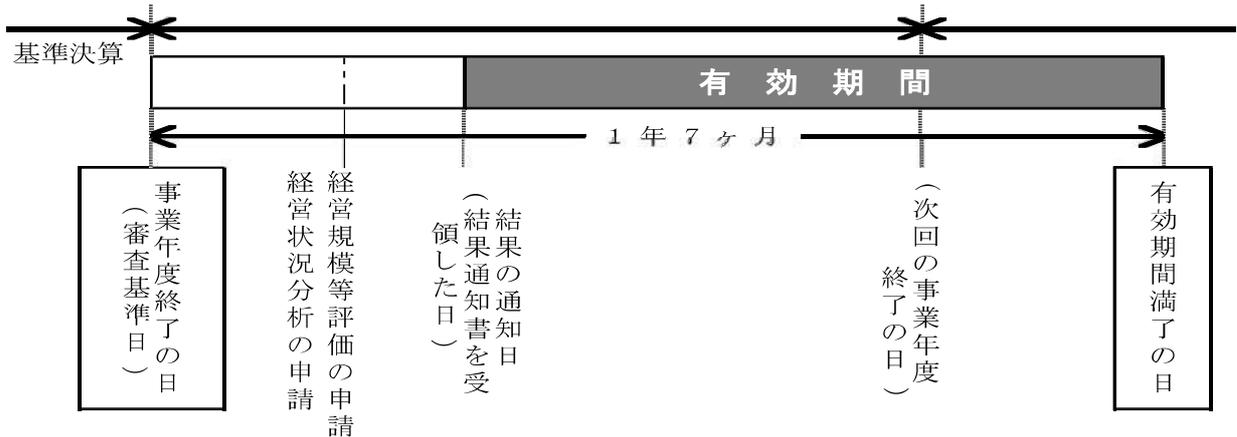
◎結果の有効期間

公共工事の受注（発注者と契約を締結すること）には、契約締結日の1年7ヶ月前以降の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書が交付されていることが必要です。

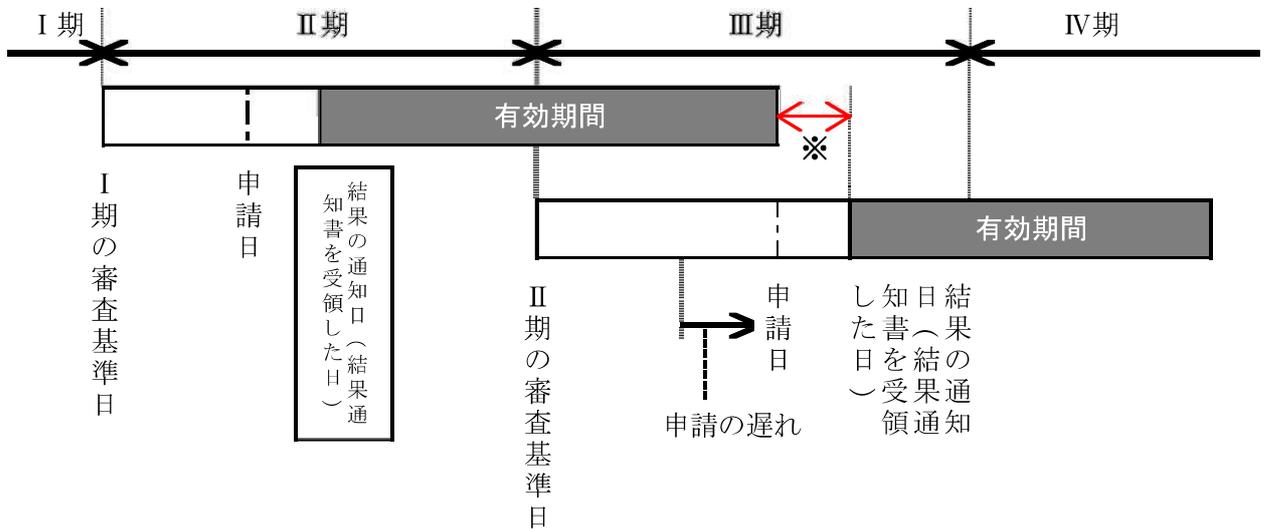
これは、公共工事発注者の入札参加資格の有無とは関係なく、公共工事の受注そのものに対し義務付けられるものです。

すなわち、経営事項審査の結果通知書は、交付後、当該審査の審査基準日から起算して1年7ヶ月後の日までの間、公共工事の受注について有効であるといえます。

（結果通知書の通知日に関わらず、審査基準日（事業年度終了の日）が有効期間満了の日の起点となる点に注意してください。）



有効な結果通知書を交付されていない間（下図※の期間）は公共工事の受注ができません。

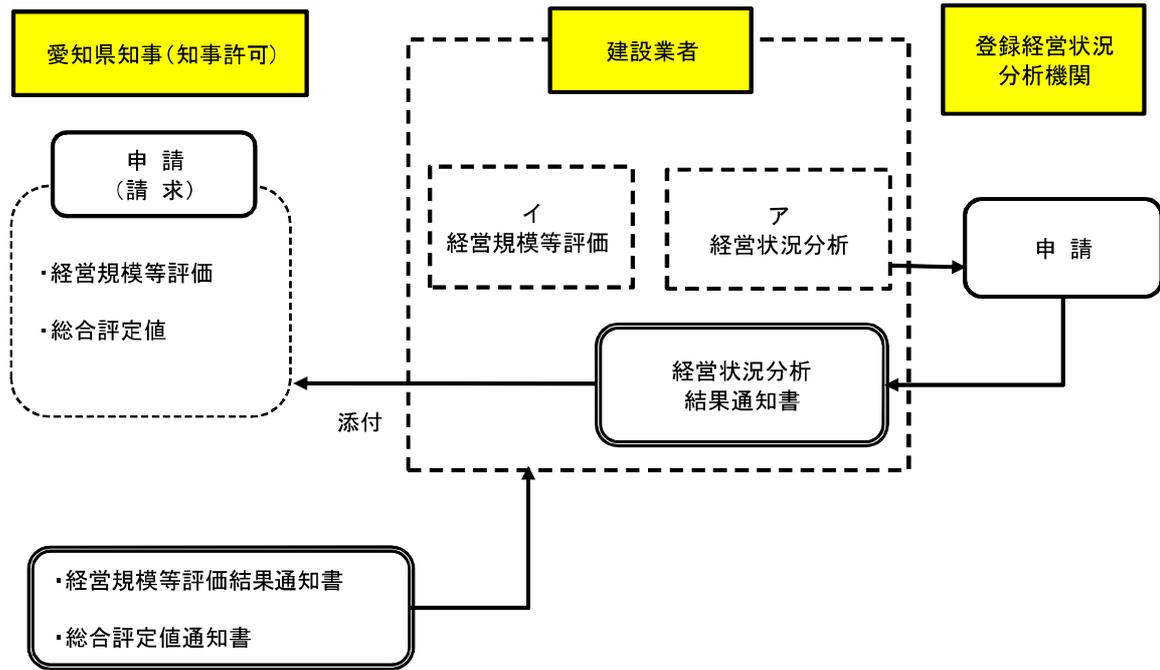


II. 経営事項審査申請受付について

(1) 経営事項審査の手続について（愛知県知事許可業者の場合）

◎審査の申請について

「ア 経営状況分析」の申請は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に、「イ 経営規模等評価」の申請、「総合評定値」の請求は、愛知県知事に行うこととなります。



ア及びイの申請方法等は、次のとおりです。

令和5年1月より建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下、「J C I P」と言う。）による申請（以下、「電子申請」と言う。）が行えるようになりました。

申請別 (申請先)	ア 経営状況分析申請 (登録経営状況分析機関)	イ 経営規模等評価申請及び総合評定値請求 (愛知県知事)
審査項目等	●経営状況の分析	●経営規模 ●その他の審査項目 ●技術力 ●総合評定値の算出
受付時期		予約制による指定の日（P8参照）
申請方法	登録経営状況分析機関により 異なりますので、各機関に確 認してください。	指定会場への持参、郵送、投函もしくは電子 申請による受付
手数料	（登録経営状況分析機関は P7参照）	次表のとおり （納付方法）J C I Pを経由したネットバン キング（Pay-easy（電子申請に限る））、愛知 県収入証紙又は窓口キャッシュレス決済

経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

下記[手数料の区分]に従い、知事許可業者は紙申請の場合は愛知県収入証紙、又は窓口キャッシュレス決済、電子申請の場合はJ C I P を経由したネットバンキング、愛知県収入証紙又は窓口キャッシュレス決済での納付となります。

手数料の区分

区 分	手 数 料
①「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「1」	8,500円+2,500円×業種数
②「経営規模等評価の申請」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円+2,300円×業種数
③「総合評定値の請求」の場合 *申請書(様式二十五号の十四)の項番「05」申請等の区分が「3」	400円+200円×業種数

愛知県収入証紙販売所

県庁内売店、県事務所、尾張建設事務所、一宮建設事務所、知多建設事務所、知立建設事務所、市町村（名古屋市庁を除く）警察署、保健所（名古屋市庁を除く）等

(2) 経営状況分析の申請手続について

経営状況分析（Y）の申請については、下記登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

登録経営状況分析機関（令和7年3月現在）

登録番号	機関名	郵便番号	事務所所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター	103-0011	東京都中央区日本橋大伝馬町14-1	(03) 6661-6663
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	860-0078	熊本県熊本市中央区京町2-2-37	(096) 278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	380-0815	長野県長野市田町2120-1	(026) 232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	850-0025	長崎県長崎市今博多町22	(095) 811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	003-0001	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	(011) 820-6111
8	(株)ネットコア	320-0857	栃木県宇都宮市鶴田2-5-24	(028) 649-0111
9	(株)経営状況分析センター	108-0073	東京都港区三田1-2-22	(03) 6685-1008
10	経営状況分析センター西日本(株)	755-0036	山口県宇部市北琴芝1-6-10	(0836) 38-3781
11	(株)NKB	802-0011	福岡県北九州市小倉北区重住3-2-12	(093) 982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	190-0023	東京都立川市柴崎町2-17-6	(042) 505-7533

登録経営状況分析機関に関することについては、登録を行う国土交通省不動産・建設経済局建設業課[03-5253-8111(代表)]までお問い合わせ下さい。

なお、登録経営状況分析機関は、追加・廃止されることがあります。最新情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

(3) 経営規模等評価申請等の手続について

ア 申請の方法

◎予約の方法

建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先（P70参照）で、事業年度終了届出書の提出時に予約の申し出を行い、予約票により指定する日時及び場所において審査を受けることとなります（新設法人等で、新規許可後、決算前に申請する場合は、建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先に申し出のうえ、予約を行ってください。）。

下表のとおり、**予約申し出月の翌月**に審査を受けることとなります。原則として、審査予約申し出月に審査を受ける事は出来ませんのでご注意ください。

なお、申請者の自己都合による予約日の変更は原則できませんので、余裕をもって予約し、取消し及び変更がないようにお願いします。天災等やむを得ない事情で予約の取消し及び変更をする場合はなるべく早めにご連絡ください。

審査申請の日程については、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業・不動産業室のホームページ上で確認できます。（<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>）

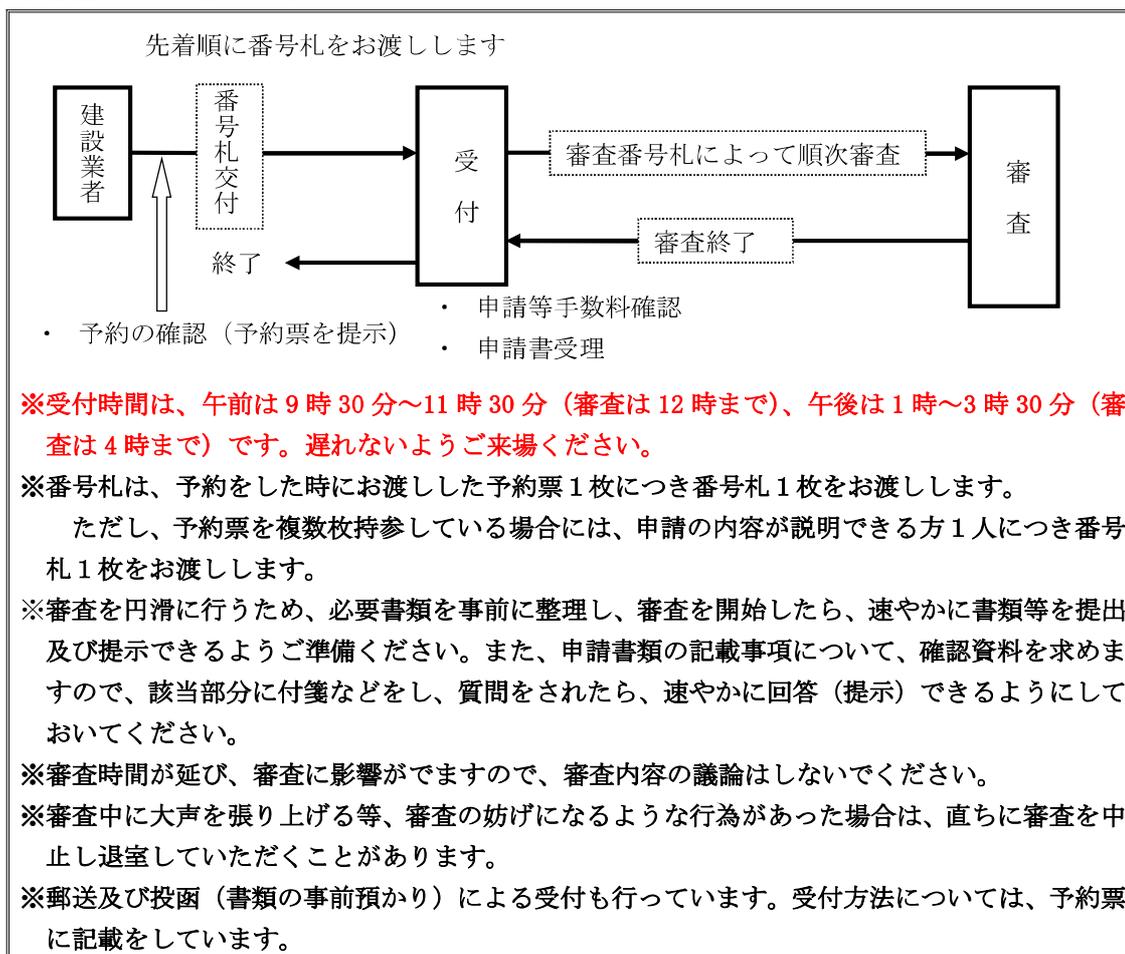
審査申請予約申し出月	審査申請日	結果等の通知
1月の場合	2月上旬～中旬	3月末発送
2月〃	3月上旬～中旬	4月末発送
3月〃	4月上旬～中旬	5月末発送
4月〃	5月上旬～中旬	6月末発送
5月〃	6月上旬～中旬	7月末発送
6月〃	7月上旬～中旬	8月末発送
7月〃	8月上旬～中旬	9月末発送
8月〃	9月上旬～中旬	10月末発送
9月〃	10月上旬～中旬	11月末発送
10月〃	11月上旬～中旬	12月末発送
11月〃	12月上旬～中旬	1月末発送
12月〃	1月上旬～中旬	2月末発送

注 申請内容の再調査などにより、結果通知書の発送が通常より遅れる場合があります。

※次のいずれかに該当する方は、予約時に申し出て下さい。

- ・手引きP16-1～18-2「イ 持参書類」のうち建設業許可関係書類（副本）を紛失した方
- ・技術職員数が90名以上の方
- ・経営規模等対象建設業が15業種以上の方
- ・電子申請で申請予定の方

◎審査当日の進め方等



イ 申請時の注意事項

- ・当日は、申請内容を十分に把握している方がお越し下さい。

なお、書類を提出できる方は次のとおりです。

- ①個人申請者→申請者本人
- ②法人申請者→当該法人の役員、従業員等
- ③行政書士、その補助者

※申請手続きの代理については、他の法律に特段の定めがある場合を除いて、法律で行政書士に限られているため、③に該当する方は、行政書士会会員証又は補助者証をご持参下さい。

※代理申請をする場合は委任状を添付することとし、申請書の申請者欄には申請者と代理人の住所、氏名を必ず併記して下さい。

経営規模等評価申請等の審査結果通知書の受領も委任されている場合は、宛名を記載した送付用の封筒（長三サイズに限る。切手不要）を忘れずに受付に提出して下さい。（電子申請の場合でも受領の委任をされているときは封筒を別途提出して下さい。）

※原則として、手渡し受領は認めておりませんのでご注意下さい。

- ・ 建設業許可の許可要件となっている常勤役員等（経營業務の管理責任者）や営業所技術者等の変更届が提出されていないと、経営事項審査の受付ができません。

- ・ **原則として、申請書類の受付後は、申請者側の理由による訂正は出来ません。*1**
ただし、結果が通知される前であれば、当該申請を取り下げることができます。 その場合、「取下願」（任意様式）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提出し、取り下げの手続きを行ってください。なお、提出のあった経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、**その正本、手数料は返還しません。**

*1 客観的に間違いであることが明らかであるもの（例：業種別完成工事高を事業年度終了届から転記する際に別の業種の完成工事高と書き間違えた、完成工事高の数字を一桁多く書き間違えた等）は、例外として訂正が認められる場合もあります。

- ・ 経営事項審査を申請する業種は、申請時にその業種の建設業許可がなければなりませんので、許可の有効期限にご注意ください。

また、申請時において許可があっても事業体の実体がない方は審査を受けることができません。法人設立、合併を行ったとき及びみなし解散を行った際には注意して下さい。

さらに、**経営事項審査の受付後、結果が通知されるまでの間に廃業した場合や他行政庁から許可換え新規の許可が降りた場合などは、結果を通知することができませんのでご注意ください。**

- ・ 原則「一審査基準日一申請（一つの審査基準日についての申請は一回のみ）」となっておりますが、以下の場合については、再度、同一審査基準日で申請することができます。

- ① 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- ② 未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行を理由とする場合を除く）

審査の際には、既に受け取った「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」を回収させていただきます。

上記①②の場合、既に受け取った「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」（該当者のみ）及び「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の副本を提示し、P 8 のとおり、経営事項審査の予約を行って下さい。（提示のあった経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本は不正使用防止のための処理を行った上で返還しますが、その正本や、前回申請時の手数料は返還しません。）なお申請手数料は新たに審査対象とした業種分のみとなります。（例 申請等の区分が「1」の場合で、追加業種が1業種の場合、11,000円）

○同一審査基準日で申請する場合の持参書類

①経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

- ・ 項番02～15は、再度申請時点での内容で記入します。
- ・ 項番16は、新たに審査対象とする業種と、前回申請業種の両方を記入します。
- ・ 項番17以降は、前回申請時における内容に、新たに審査対象とする業種の完成工事高や技術職員の記載を追加する形で記入します。
- ・ 経営状況分析結果通知書は、前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本に添付してあるものを正本に添付し、副本にはコピーを添付します。
- ・ 新たに審査対象とした業種の契約関係確認書類および技術職員関係確認書類
- ・ 前回申請時の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

審査会場では、新たに審査対象とした業種についてのみ審査を行います。それ以外の審査項目については、前回申請時と同内容が記載してあるか、返還した前回の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の副本で確認します。その他の確認資料は持参不要です。

なお、結果通知済の総合評定値を変更するような申請内容は受付できません。

ウ 事業承継について

事業承継の要件を満たす場合は、前事業体の完成工事高等を承継することができます。承継できる項目は次のとおりです。

- ① 完成工事高・元請完成工事高
- ② 利益額
- ③ 営業年数
- ④ 技術職員（前事業体に雇用された期間も含み、審査基準日から6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある場合に限る）

※自己資本額は承継できません。

〈個人→個人の場合〉

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内又は3年以内（申請書類「別紙1」に記載した「計算基準の区分に基づく」）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

〈個人→法人の場合〉

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内又は3年以内（申請書類「別紙1」に記載した「計算基準の区分に基づく」）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること
- ② 被承継人が50%以上出資して設立した法人であること
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

- * 「建設業者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。（被承継人が許可を受けて建設業を営む者ではなかった場合は、承継はできません。）
- * 承継時から2年又は3年経過後であっても、上記の全てに該当する場合は営業年数のみ引き継ぐことができます。
- * 合併、分割などを行う場合には、事前に建設業関係法令の運用文書等をご確認のうえ、都市総務課建設業・不動産業室にご相談ください。

(4) 再審査の申立てについて

経営規模等評価結果通知書の記載内容に異議があるときは、その結果通知書を受け取った日から起算して30日以内に審査行政庁に再審査の申立てをすることができます。(建設業法第27条の28、同施行規則第20条)

※申請者側の誤りによるものは再審査の申立ての対象となりません。

(5) 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書が届いた際は、必ず内容を確認していただき、通知内容に誤りがある場合は、経営規模等評価申請等を受け付けた建設業窓口*までご連絡ください。電子申請の場合でも結果通知書は郵送にて送付します。

なお、**経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。**

紛失した場合は、結果通知書の「原本証明」の申し出を、経営規模等評価申請等を受け付けた建設業窓口*で行ってください(結果通知書の原本証明を申し出る日の1年7ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます)。申し出に際しては、P86の様式6を使用してください。

※ 原則として、建設業許可・経営規模等評価申請等に係る書類の提出先(P70)の建設業窓口となります。

ただし、主たる営業所の所在地が名古屋市以外であっても、書類の不備等があり補正指示を受け、再来日に建設業・不動産業室において経営規模等評価申請等を受け付けた場合は、建設業・不動産業室の窓口に申し出る必要があります。

(6) 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書(総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書)については、競争参加者選定手続きの透明性の一層の向上による公正性の確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑制力の活用といった観点から、インターネットと閲覧により公表を行います。

公表内容は、経営事項審査の申請者に交付している結果通知書と同じ内容です。

① インターネットによる公表

ア 公表機関：(一財)建設業情報管理センター(電話0570-055-650)

イ 公表対象：全国の許可建設業者(愛知県知事許可業者も全て含みます)

ウ アドレス：<https://www.ciic.or.jp/>

② 閲覧による公表

ア 公表機関：愛知県

イ 公表対象：愛知県知事許可建設業者

ウ 閲覧場所：建設業許可に関する書類の提出先

(7) 虚偽の申請者への罰則規定及び行政処分

経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則(懲役又は罰金)に処せられる事があります。[建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条]

- ① 申請書類に虚偽の記載をして提出した者。
- ② 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者。

また、申請書類に虚偽の記載をして提出した結果得た経営事項審査結果通知書を発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止(行政処分)に処せられることがあります。[建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項]

建設業法の定めにより、完成工事高、技術職員数、経営状況など申請内容について疑義がある場合や審査に必要な場合は、関係資料の提出や、必要な内容に関する報告を求めています。

また、必要に応じて、営業所への立入調査を行います。

[関係書類の例]

- 契約関係を確認できるもの
 - ・ 工事請負契約書、注文書、請書などの原本、再下請通知書、施工体系図など
- 工事請負代金の入金を確認できるもの
 - ・ 当座預金取引明細書、普通預金通帳、手形台帳、総勘定元帳、補助簿など
- 雇用関係を確認できるもの
 - ・ 雇用契約書、取締役会議事録、出勤簿、給与支払報告書、住民税課税証明書など
- 経営状況を確認できるもの
 - ・ 法人税申告書、勘定科目内訳書、工事台帳、借用証書、金銭消費貸借契約書、残高証明など